

研修資料 性暴力防止に関する基本的な理解と対応

1. 法改正と背景

- 令和7年1月改正「放課後児童クラブ運営指針」より
「性暴力防止のため、こどもの発達段階に応じた啓発を行う。また、支援員等からこどもへの性暴力及びこども間での性暴力が発生した際に適切かつ迅速に対応できるよう体制を構築する。」

2. 支援員が日常的に気をつけること

(1) 環境面の配慮

- 死角のないレイアウトにする
- 更衣・トイレは同性の支援員が対応
- 1対1での対応時は見える・聞こえる場所で行う

(2) 関わり方の留意点

- こどもに不必要に触れない(スキンシップの線引き)
- こどもの話に耳を傾ける(相談できる関係性を築く)
- からかい・いじり・不適切な言動の見逃しを防ぐ

3. こどもたちへの性暴力防止の伝え方

(1) 基本的なメッセージ

- 「自分の体は自分のもの」
- 「いやなことはいやと言っていい」
- 「おかしいと思ったら大人に相談していい」

(2) 年齢に応じたアプローチ

- 低学年(1～2年): 絵本、紙芝居などを使い、安心できる言葉で伝える
- 中～高学年(3～6年): プライバシー・尊重・断る力について話し合う

(3) 伝え方の工夫

- ロールプレイ、紙芝居、ワークショップなど
- 道徳的ではなく、「自分を守る知識」として伝える

4. 性暴力が発生・疑われた時の迅速な対応

(1) 基本的な考え方

- こどもの安全を最優先に対応する
- 「信じて聴く」姿勢をもつ
- 関係者から物理的・心理的距離をとる

(2) 対応の流れ

1. 上司(主任・所長)へ即報告
2. 保護者へ連絡・説明(冷静に事実のみ)
3. 必要に応じて関係機関へ通報(児童相談所、警察 等)
4. 記録の徹底(事実を時系列で残す)

(3) 加害児童への対応

- 罰するのではなく、支援と指導を検討
- 背景にある要因にも目を向ける(家庭・感情コントロール等)

5. 職員間の体制づくり

- ヒヤリ・ハットの共有を日常的に
- 支援員間で価値観や境界のズレを確認・すり合わせる
- 年1回以上の性暴力防止に関する職員研修を実施

6. まとめ

- 性暴力防止は特別な場面だけではなく、日々の関わりの中から
- 「見逃さない」「信じて聴く」「すぐに動く」の意識を共有しよう
- すべてのこどもが安心して過ごせる場を、職員チームでつくっていく